

## 別添130 後方視界看視装置取付装置等の技術基準

### 1. 適用範囲

この技術基準は、道路運送車両の保安基準第44条の2に規定する自動車に適用する。

### 2. 用語

2.1. 「後方視界看視装置」とは、別添129「後方視界看視装置の技術基準」で定義される装置をいう。

2.2. 「後退イベント」とは、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にしたときに開始し、製作者等が選択する下記の前進状態に係る条件のいずれかが満たされたときに終了するまでの時間をいう。

- (a) 速度 $\leq$ 16km/h（0km/hを含む）
- (b) 走行距離 $\leq$ 10m（0mを含む）
- (c) 持続時間 $\leq$ 10秒（0秒を含む）
- (d) 変速装置が後退位置にない

### 3. 取付要件

#### 3.1. 後方視界看視装置の取付

3.1.1. 後方視界看視装置は、車体外側から、視界に関する要件に適合するために必要な量を著しく超えて突出していないこと。

3.1.2. 後方視界看視装置は、走行中の振動により著しくその機能を損なわないように取り付けられていること。

#### 3.2. カメラの取付位置

3.2.1. カメラが、別添129「後方視界看視装置の技術基準」4.3.で測定された範囲に取り付けられていること。

3.2.2. カメラ周辺の構造物が、カメラに対して、別添129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響が無いように配置されていること。

#### 3.3. 画像表示装置の取付位置

3.3.1. 画像表示装置は、運転者が運転者席に着席した状態で直視できる範囲内にあり、近接後方視界が容易に確認できる位置に備えられていること。

3.3.2. 画像表示装置の取り付けに起因する運転者の直接視界の遮蔽は、最小限であること。

3.3.3. 画像表示装置は運転者の眼の位置から別添129「後方視界看視装置の技術基準」4.4.で算出された最遠距離以下の距離で取り付けられていること。

#### 3.4. 電気結線

画像表示装置は、後退イベントの開始に連動して作動するものであること。

ただし、型式の指定等を行う場合にあつては後退イベントの開始から2.0秒以内に後方視界像が表示されるものとする。

#### 3.5. 作動停止

後方視界看視装置は、後退イベントが開始された時から、運転者が他のカメラの画面に切り替える時、変速装置が後退位置ではなくなった時又は後退イベントが終了する時まで、近接後方視界を表示し続けなければならない。

ただし、車両が後退していないときは、当該画面を手動でオフに切り替えることができる。

連結装置による連結を検知した場合は近接後方視界を非表示としてもよい。この場合において画像表示装置には連結された被牽引自動車<sup>けん</sup>の後方に備えたカメラの画像その他の画像を表示してもよい。

### 3.6. 一時的な変更

衝突の危険性がある場合、車両が直進していない場合その他運行中の視界を改善するために、画面を一時的に変更してもよい。この画面の変更中においては別添129「後方視界看視装置の技術基準」3.2.1.および3.2.1.1.に規定された要件は満たされなくてもよい。

技術機関に対し、この画面の変更によって安全性が増すことを証明するものとする。